公益財団法人 建設業福祉共済団より

令和4年度の契約者割戻率が確定しました!

割戻率は 20.53%!

建設共済保険では保険事業の決算で生じた剰余金をご契約者様にお支払いする「契約者割戻金制度」を 令和4年度から導入しており、導入初年度の決算(令和5年3月31日)において剰余金が10.48億円発 生しました。

令和4年度における「直近3事業年度の剰余金平均値(下表の通り)」は5.96億円であり、この金額を 原資として算出した契約者割戻率は20.53%になりました。

なお、割戻金は令和2年度に遡って支払われます。

ご契約者様への割戻金のお支払いは令和5年9月下旬の予定です。

≪ 契約者割戻金で掛金負担が軽減されます!! ≫

下表の「剰余金の取扱い」に記載の通り、剰余金は3年平均にして割り戻しされます。

割戻金の原資となるのは、令和 5 年度は 3.49 億円に同年度の決算において剰余金が生じた場合その 1/3 を加算 $(+\alpha)$ した額、令和 6 年度は 3.49 億円 $+\alpha$ に同年度の決算において剰余金が生じた場合その 1/3 を更に加算 $(+\beta)$ した額となります。

ただし、当該事業年度の決算日(3月31日)において保険契約が有効に成立していないご契約者様については契約者割戻金が支払われないことになりますのでご留意いただき、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

○剰余金の取扱い

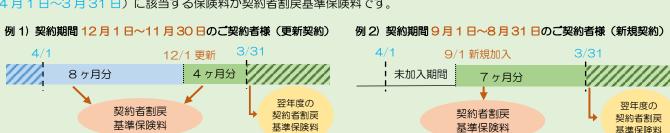
○ 利永並の税扱の						
油質圧度	A 剰余金	発生した事業年度を含め剰余金を3事業年度に分割(A÷3)				
決算年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
令和2年度	7.42億円	2.47億円 (R2:1/3回)	2.47億円 (R2:2/3回)	2.47億円 (R2:3/3回)		
令和3年度	O円		O円	O円	O円	
令和4年度	10.48億円			3.49億円 (R4:1/3回)	3.49億円 (R4:2/3回)	3.49億円 (R4:3/3回)
B 直近3事業年度の 剰余金平均値		2.47億円	2.47億円	5.96億円	3.49億円 (+α)	3.49億円 (+α+β)
C 基準保険料総額		27.48億円	28.79億円	29.07億円	令和5年度に剰余金が生じた場合、	
割戻率(B÷C)		9.01%	8.60%	20.53%		令和6年度に剰余 金が生じた場合、
〔参考〕						その1/3が加算さ
		令和2年度	令和3年度	令和4年度		れます (+β)
割戻金額の平均		9.900円	9.900円	23,800円		

[契約者割戻金等の算出方法]

個々の保険契約の契約者割戻基準保険料は次のように算出され、当該事業年度の決算日において有効に成立 している全ての保険契約の契約者割戻基準保険料を合計したものが基準保険料総額になります。

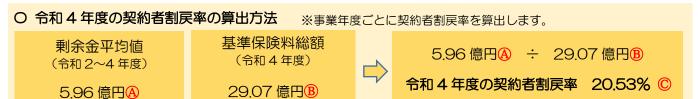
〇 契約者割戻基準保険料の算出方法(年間完成工事高契約及び関連事業契約)

お支払いいただいた掛金の82%が保険事業(残りの18%は公益目的事業)に該当し、そのうち共済団の事業年度(期間4月1日~3月31日)に該当する保険料が契約者割戻基準保険料です。



※ 甲型共同企業体契約にあっては掛金の精算日が当該事業年度に属する保険契約が対象になります。

直近3事業年度の剰余金平均値を原資として、基準保険料総額から契約者割戻率を算出します。



ご契約者様へお支払いする契約者割戻金を算出するにあたっては、各保険契約の契約者割戻基準保険料に改めて契約者割戻率を乗じて算出します。

〇 令和 4 年度の契約者割戻金の算出方法

契約者割戻金は個々の保険契約の契約者割戻基準保険料に令和 4 年度の契約者割戻率を乗じて算出します(10円の位を四捨五入して100円単位)。

令和 4 年度の契約者割戻率は 20.53%©ですので契約者割戻金は次の計算式で算出します。

契約者割戻 基準保険料



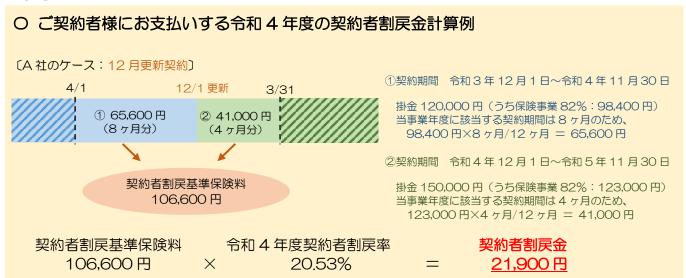
契約者割戻率 20.53% ©

=

契約者割戻金

※ 契約者割戻金の額が 100 円に満たないご契約者様、<u>令和4年度の決算日(令和5年3月31日)において保険契約が有効に成立していないご契約者様については支払いはありません。</u>

《参考》



お問い合わせ先:公益財団法人 建設業福祉共済団(O3-3591-8451)